

マイナンバー記入と本人確認書類の提示について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の施行により、保育施設利用申込等の手続の際には、個人番号（以下、「マイナンバー」という。）の記入が必要になりました。

マイナンバーは、保育料算定や徴収、支給認定に係る事務において利用させていただきますが、他人の成りすまし等を防止するため、受付時には申請者等の本人確認を行わせていただきます。

本人確認では、

- ① 申請者の個人番号が正しいマイナンバーであることの確認【マイナンバー確認】と
- ② 手続を行っている方が、ご本人であることの確認【身元確認】を行います。

※申請者以外の個人番号は、申請者の責任において記載していただきますので、受付窓口では確認しません。

～申請時に、以下の確認書類をご提示ください～

1 マイナンバーの確認(①～③のいずれか) ◀ 申請者の番号を確認します。

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

2 身元確認(①～③のいずれか ※③の場合は、2つ以上必要です。)

◀ 申請者が本人であることを確認します。

- ① マイナンバーカード
- ② 運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど、顔写真付きの公的な身分証明書
- ③ ①又は②が無い場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等から2つ以上

※ マイナンバーの記載が必要な方は、申込み児童、父母及び同居している親族全ての方となります。

※ 本人確認が必要な方は、申請者となる保護者の方です。

※ ただし、申請者と申込み書類を持参される方が異なる場合（たとえば、申請者は父親、書類を持参される方が母親や祖父母の場合）は、代理人から個人番号の提供を受けることになるため、申請書裏面の委任状欄にご記入いただき、代理人の身元確認ができる書類を必ずご持参ください。

※ 身元確認ができない（身元確認ができるものを持参されていない）場合は、申請を受理できません。番号法施行に伴うものとしてご了承ください。